

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 1 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

障害給付金に係る障害の状態に関する取扱いの変更について

確定給付企業年金における障害給付金に係る障害の状態に関する取扱いについては、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第31条において、「法第43条第2項の政令で定める障害等級は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する1級、2級及び3級の障害等級とする」とされている。

また、厚生年金基金については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するとされた厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第26条の3第2項において、「前項各号に規定する規約で定める程度の障害の状態は、第47条第2項に規定する1級、2級及び3級の障害等級の範囲内でなければならない」とされている。

厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級は、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）第3条の8の規定により別表で定められているところであるが、その別表の内容を改正する国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第303号）が令和3年10月29日に公布（令和4年1月1日施行）され、その改正内容については、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（令和3年10月29日 **薬生発1029第4号 保発1029第3号** 年管発1029第1号。以下「本通知」という。）により示されている。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令により、令和4年1月1日より視覚障害に関する基準が改正されることから、貴管下におかれては、本通知を踏まえ、国民年金法施行令等の一部を改正する政令の内容（経過措置を含む。）について、御了知いただくとともに、その実施に当たっては、周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 1 日

企業型運用関連運営管理機関 御中

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

障害給付金に係る障害の状態に関する取扱いの変更について

企業型確定拠出年金における障害給付金に係る障害の状態に関する取扱いについては、確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第19条において、「法第37条第1項の政令で定める程度の障害の状態は、国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態とする」とされている。

国民年金法第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態は、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第4条の6の規定により別表で定められているところであるが、その別表の内容を改正する国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第303号)が令和3年10月29日に公布(令和4年1月1日施行)され、その改正内容については、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令の公布について」(令和3年10月29日薬生発1029第4号 保発1029第3号 年管発1029第1号。以下「本通知」という。)により示されている。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令により、令和4年1月1日より視覚障害に関する基準が改正されることから、貴管下におかれては、本通知を踏まえ、国民年金法施行令等の一部を改正する政令の内容(経過措置を含む。)について、御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。